

都市整備部建設工事請負等業者選定委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、埼玉県建設工事指名業者選定要領に定めるほか、都市整備部が施行する建設工事の請負及び建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託並びに建設工事に係るものを除く業務委託及び物品購入等に係る業者の適正な選定等に関し、必要な事項を定める。

（委員会の設置）

第2条 業者の適正な選定を行う等、前条の目的を達するため、都市整備部に業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第3条 委員会は、次の第2項、第3項の契約業者の選定等に関し、必要な事項を審査する。

2 埼玉県財務規則第14条第1項第1号及び第2号による別表第1に定めるもののうち、埼玉県建設工事請負等業者選定委員会、都市整備部各発注課所の業者選定委員会が所掌する事案以外で、部長が特に必要と認めた事案。

3 埼玉県財務規則第15条第1項に定める支出負担行為決裁区分により、副部長以上の決裁を要する事案。ただし、課長又は所長の決裁を要する事案であっても、異例又は重要な事案については、この限りでない。

4 契約業者等が特定されるに相当の理由があると特に部長が認める場合は、委員会での選定を要しない。

（組織）

第4条 委員会の構成は次のとおりとする。

委員長	都市整備部長
副委員長	都市政策・公園局長、まちづくり局長
委員	都市整備政策課長

2 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち提案事案を担当する者がその職務を代行する。

（運営）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会を組織する者の代理の者は、会議に出席することはできない。

4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から排斥することができる。

（関係職員の出席）

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（決定）

第7条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

（秘密の保持等）

第8条 委員会は非公開とし、出席者は、知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員会の記録は原則として公開とする。

（議事録等）

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後、契約の相手方が決定した後に、議事録の提供を希望する者に対し、都市整備政策課において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

2 前項の情報提供を行う期限は当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 内申に係る資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 内申に係る資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

（事務局）

第10条 委員会の事務局は、都市整備政策課総務経理担当が所掌する。

（本庁各課及び地域機関の委員会の組織等）

第11条 本庁各課及び地域機関における委員会の組織及び運営については、別に定める。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成１９年７月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２０年６月９日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２６年２月１７日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成３０年１月３０日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。